

第三者評価結果

事業所名：わかさと保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント>	
理念、基本方針については、周知することを前提として、毎月発行する園だよりに必ず記載し、保護者に届けています。それは理念、基本方針の徹底が、わかさと保育園の方針であり、保育所の使命や目指す方向、考え方を示す所以です。内容は分かりやすく具体的であり、職員、保護者に示し、子どもの育成の上で必要な条文となっており、その理念、基本方針に従って園長はじめ全保育士が努力を重ねています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント>	
事業経営を取り巻く環境について、園長は厚生労働省や自治体の通達等から確認をしています。法人・園に関する情報等を分析し、把握していますが、基本的に職員が情報を把握することはしていません。近年、保育に関する福祉計画の大幅な変更はありませんが、一部改訂等に関しては必要に応じて職員に伝え、必ず共有を図り、併せて補足追加の解説も行うようにしています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント>	
経営課題に関しては、園長、管理職が把握・取り組みを行っています。基本的に職員には実践を任せ、園長の指示、基本方針に沿ってやるべきことの実行を委ね、園長、管理職で経営の強化を図り、経営課題の抽出を図り、具体的に取組む体制で進めています。経営改善に関しては、予算、行政からの交付金等を有効に活用し、よりよい保育ができる環境を創り上げるべく努力しています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント>	
設備等に関する中・長期ビジョンは現状（7年目）では予算に関しても考え難く、特に計画は立案していません。しかし、子どもの系統的な生活習慣の育成がわかさと保育園のビジョンであり、各種生活習慣を身に付けるための目標年齢を示し、その目標に向けて育成していくよう計画立てています。基本的習慣は、大約の目標を保護者へも示し、共有の目標として生活習慣の確立を目指しています。	

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 法人は現在、福井県で長い歴史を持つ本園と、設立7年目のわかさと保育園、みゆさと保育園の3園を運営しており、中・長期計画については法人にて資産配分等、現状見極めにくい状況を踏まえながらも、今後を見据えて計画化が必要な時期と考えています。わかさと保育園単体としては、修繕等を含めた中・長期計画の必要性を感じつつ、現状は単年度計画を策定して運営を進めています。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園としての事業計画は、基本的には全体的な計画・年間指導計画としています。全体的な計画の原案は園長が示し、原案を基に保育士が前年度の課題を加味して年間指導計画を作成し、さらに年齢ごとの年間指導計画に展開しています。計画は職員に周知し、見直しも実施しています。</p>	
<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 事業計画（全体的な計画・年間指導計画）については、保護者に対して周知を図り、さらに具体的に理解し易いよう、年間行事計画を作成して配付しています。併せて、行事等への参加を促すようにしています。年間指導計画及び行事計画は、年度当初の保護者向け懇談会で説明しています。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保育の質の向上については、PDCAサイクル（計画→実行→反省→アクション）の流れに沿い、子ども一人ひとりの成長に合わせて課題と共に今年度の計画に盛り込み、取組んでいます。全体的な計画の進捗に関しては、月案・週案レベルで柔軟に変更を加えながら子どもの姿に合わせて進めています。</p>	
<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園の周辺は大規模マンションが中心の都市型の地域である為、元来、地域との関わりが薄いという実態がある中、新型コロナウイルス禍（以下、コロナ禍）により、増して地域との連携が難しくなっています。地域との関係強化を図る為、問題点を洗い出していますが、見つけ難いのが地域との接点の課題です。コロナ禍収束後には再度アプローチを進める意向としています。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 園長は自らの役割として、主に保育園経営及び管理等を中心に取組んでいます。園長は、方針を具体的に示し、方向性を明確にし、職員に「考える」ことを提供し、職員間でまとめ・動かし、機能して行けるよう期待と育成を兼ねて示しています。園長の方針が職員に対しての表明であり、意図の理解を促しています。園の運営方針の原則については業務マニュアルに詳細に示し、保育上窮した場合はマニュアルを確認するという自発的な体制が確立しています。	
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 園運営・保育に関係する法令は遵守することを原則としています。「法令」の幅広い理解を噛み砕き、必要に応じて条文を確認し、園長が理解した上で職員に方向性を示し、理解して取り組めるようにしています。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長の力強いリーダーシップの下、不明な点等が生じた場合は明確に方向性を示しています。法人系列園での実務経験も生かし、わかさと保育園の園長として統率力を発揮し、先を見据えた判断力にて職員の見解にも答えを導き、信念を持った方針の下、保育の質の向上、職員の資質向上に意欲を持ち、指導力を発揮しています。	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 必要に応じて経営の改善・業務の向上に英断に対応しています。主任・クラスリーダーには一定の責任は課すものの、保育士全員で全年齢の子どもの保育に当たるという方針を徹底しています。第三者評価の保護者アンケートにおいて、担任以外の保育士からも子どもの様子が聞けて嬉しいとの意見もあり、園の方針が全体に浸透しており、定員60名の園の規模に合った有機的な方針が生かされています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 人材に関しては、基準を超えた採用を行うことにより保育士不足は避けられ、全国的な保育士不足の中にあっても職員不足にはならない体制が維持できています。人材の育成に関しては、キャリアパス制度を活用し、参加を促すことで育成に努めています。参加者が不在すると他の保育士に負担がかかってしまう問題にも工夫をしながら極力参加を優先して取組み、定着にもつなげています。	

【15】 Ⅱ-2-(1)-②
総合的な人事管理が行われている。

a

<コメント>

期待する職員像については、業務マニュアルの中で望ましい保育士としての資質や態度について定め、併せて階層別の期待レベルも設定しています。職員の階層別レベルに応じて職務分担表、各職位の職務内容を決めています。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 Ⅱ-2-(2)-①
職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

<コメント>

就業規則を整備し、労務管理について規定しています。残業は殆どなく、有給休暇取得率も高い状態にあります。職員の心身の安定について、最終責任は園長ですが、基本的には主任・副主任が事前に受け止め、対応しています。福利厚生は協会健保・退職金共済等に加え、希望者には住居の借り上げも行っています。ワーク・ライフ・バランスについては多様化の傾向があり、個別に要望等を聞き、一人ひとりが働きやすいよう配慮しています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 Ⅱ-2-(3)-①
職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

<コメント>

園長と職員の定期的な面接については、以前は実施していましたが、定例的に行う成果より現場において都度、タイムリーな改善の効果が現れ、現在は、現場（主任等）に任せるようにしています。今後、面接の必要性を急務とするならば再実施を検討することも考えます。新人の育成については、主任・副主任がOJTを行い、随時教育を行っています。

【18】 Ⅱ-2-(3)-②
職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

<コメント>

研修担当を定め、年間研修計画を立案し、計画に沿って展開しています。外部研修に関しては職員のシフトを考慮しながら極力参加を促しています。保育士の定着率の向上については、業界全体の動向も踏まえ、次年度以降の課題として見守っていきたく考えています。

【19】 Ⅱ-2-(3)-③
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

<コメント>

前項の如く、研修については職員配置やローテーションの関係で希望を100%消化できる体制ではありませんが、研修内容において必要と思われる職員や、資格に必要な研修等について職員全体に偏りなく平均的に参加できるよう配慮しています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 Ⅱ-2-(4)-①
実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

<コメント>

実習生に関しては、コロナ禍においても実習先からの希望を受け、実習を実施しました。定期的に保育士育成学校に対して採用活動は特に行っていないので、実習生が実際に入職するケースは多くありませんが、後進の育成として責任と考え、実習生の受け入れを行っています。実習生受け入れのためのマニュアルを備え、具体的実習計画については実習依頼校の意向に沿って実施しています。毎日、実習日の夕方には実習の反省会を実施し、意見交換をしながら双方の育成につなげています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント>	
運営の透明性については、社会福祉法人であり基本的に運営に関する情報を全て公表しています。公表は、法人のホームページで開示し、ホームページ以外では区役所経由にて地域に向けて園の概要をお知らせしています。	
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>	
取引の透明性については経理規定を整備し、一定以上の金額の取引については相見積もりを取り、あらゆる取引に関して反社会的な勢力との取引は行わないことも明確にしています。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント>	
地域の密着性希薄な地域ではありますが、その中でも小学校の校庭を借りて運動会を行う等、年長児の就学を見据えて小学校との良好な関係を構築しています。園の取組みとしては、コロナ禍以前は、子どもたちが製作したお神輿を担いで近所を練り歩き、行き交う方に挨拶をする等交流を図り、園庭開放も実施していましたが、コロナ禍の2年間は中止としています。地域のお祭りについては、土日開催という事情から園児の参加は行っていません。コロナ禍収束後は地域との交流を視野を広げた取組む工夫も期待いたします。	
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント>	
ボランティアに関しては、マニュアルを作成し、受け入れ体制を整えています。基本的に中学生の体験学習の受け入れが考えられますが、近くに公立園があるため、当園での受け入れは大学生の実習を兼ねた方の受け入れ程度に留まっています。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>	
地域の社会資源(公的関係機関・病院・地域ケアプラザ等)はリスト化し、職員へも活用を促しています。関係機関との連携においては、港南区からの依頼で児童相談所案件の一時預かりの子どもを預かったケースもあります。地域療育センターの専門家には巡回してもらい、指導・助言を受け、保育に生かしています。地域の専門病院を確認し、必要に応じて活用しています。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント>	
地域の福祉ニーズについては主に、横浜市・港北区・社会福祉協議会等から情報を入手し、把握しています。港南区こども家庭支援課から依頼相談を受けた場合は、子どもの受け入れを行っています。地域の保育園園長会には参加意向は示していませんが、保育事業を通して地域の福祉ニーズ等を把握するようにしています。	

<p>【27】 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 地域の保育のニーズに即して、一時保育・産休明け保育・園庭開放等の事業を実施しています。保育以外の福祉ニーズについての取組みは特に行っていませんが、地域住民への防災に関する支援については今後取組んでいく予定です。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

<p>(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもを尊重して保育を行うことを、わかさと保育園の方針であり目的としており、全職員は十分に理解して保育に当たっています。特に、理念の基となるべき「人として為すべきこと、為してはならないこと」に関して就業規則等に規定し、遵守しています。職員は、基本的人権・互いを尊重する心・性差・人種・文化の違い等について、共通認識の下、子どもを尊重する気持ちを第一としています。</p>	
<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どものプライバシー保護に関しては、規定・マニュアルを整備し、遵守しています。マニュアルには、個人名等が分かる資料は放置しない、勝手に子どもの写真等を使用しない、プール時の着替えは室内で行う、トイレは必要に応じて扉の付いた個室へ誘導する等、具体的に示し共通認識を図り、保育に当たっています。</p>	
<p>(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 利用者が保育所選択に必要な情報の提供については、基本的には園・法人のホームページを中心に情報を提供しています。ホームページより資料請求ができるようにし、必要に応じて来園してもらい、説明を行うよう対応しています。</p>	
<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保護者への説明については、保育開始時は入園説明会で重要事項説明書を活用して分かりやすく説明を行い、内容について同意書を得ています。ある程度大きな変更があった場合には重要事項説明書を改訂し、改めて配付を行い、説明するようになっています。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 転園については、引き継ぐべき文書は保有していますが、プライバシーの問題を鑑み、保護者の希望、区役所の同意のあった場合に限り対応することとしています。転園・卒園後の来園は、原則、園長の同意を得ることとし、特に文書の配付は行っていません。今後、文書化を図り、説明と共に配付していかれると尚良いでしょう。</p>	

(3) 利用者満足の向上に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

<コメント>

利用者満足については、子どもに関しては保育の中で子どもの表情や言動等から見て感じ取り、保護者に関しては連絡ノートや懇談会等での意見から満足度を把握しています。また、必要に応じて個別に面談を行い、意見や相談等について対応しています。保護者との各種会合は満足度の把握にも役立っています。常に子ども、保護者の満足度に配慮しつつ、運営に当たっています。保護者参加の行事ごとにアンケートを実施する等、さらに満足度の向上を図る取組みも一考されると尚良いでしょう。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項】

苦情解決に関しては、相談・苦情受付担当者、解決責任者、第三者委員を設置し、仕組みチャート図を園内に掲示しています。玄関に意見箱の設置もしています。受け付けた相談・苦情は記録に残し、解決策を該当保護者へフィードバックし、職員間で共有を図り、保育の向上に取組んでいます。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

保護者が相談等しやすい環境作りについては、重要事項説明書に相談や苦情の受付方法を明記し、複数の職員への相談相手の選択ができることを伝えています。また、他人に見られないよう相談場所に配慮し、プライバシーを保護するようにしています。送迎時には保護者が気軽に声かけができるよう職員は心がけています。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

<コメント>

保護者からの相談や意見については、苦情等への対応と同様にフローに沿って誰もが対応できるようにしています。業務マニュアルに従って相談内容、状況を確認し、出来る・出来ないを判断し、相談者に説明しています。組織的に業務マニュアルに沿った対応を心がけています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-①
安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

<コメント>

リスクマネジメントについては、安全委員会を設置して対応するようにしています。ヒヤリハット報告書や事故報告書を基に、1件ごと改善策を検討し、園長の判断に沿って対応を行い、職員間で共有しています。事故事例・ヒヤリハット事例は記録して再発防止に取組んでいます。職員は事故防止・安全確保について会議、園内研修等で理解を促しています。

【38】 Ⅲ-1-(5)-②
感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

通常の感染症マニュアルは作成して備え、新型コロナウイルス感染症に関しては横浜市のマニュアル・対応方法を基に遵守する体制で取組んでいます。その他の感染症についてはマニュアルに沿って看護師の指導の下、共通認識を図り、適切に対応しています。看護師は職員への研修や保護者への説明を行い、啓蒙しています。

<p>【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 毎月、災害時の訓練を実施しています。鶴見川の支流である早淵川が近くを通り、土砂洪水・浸水の可能性を考慮し、避難訓練・地震・不審者対応等、様々な事態を想定して実施しています。災害時の食料やその他備蓄品については、リストを作成し、管理者を定めて管理しています。地元の消防署・警察署とも連携し、子どもたちの全を確保するよう努めています。</p>	

2 福祉サービスの質の確保

<p>(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 標準的な実施方法は、業務マニュアルを作成し、常時活用しています。業務マニュアルには、プライバシー保護、指導方法等について細かに記載があり、業務マニュアルに沿って保育が実施されているか、画一的なものになっていないか、様々な事態に対応できているか等、確認して保育に当たっています。</p>	
<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 業務マニュアル（標準的な実施方法）は必要に応じて改訂を行い、期末に改訂部分があるかどうかの確認をする体制を講じています。これまで運用上、見直しの下、支障がないことを確認し、横浜市の監査でも特に指摘を受けず、改訂は行っていないが、仕組みに沿って実施しています。</p>	
<p>(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 個人指導計画については、担当職員が集まり、子ども一人ひとりの情報収集と共に乳児会議で検討の上、計画を作成しています。特に、身体障害でない障害児の個別指導計画に関しては、横浜市総合リハビリテーションセンターの指導・見解を聞いた上で立案し、適切に指導計画を作成しています。</p>	
<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 指導計画の実施については、年間指導計画を月次・週次計画に落とし込み、進捗状況に応じて月案レベルで修正を図っています。指導計画を大きく見直す必要が生じた場合には、園長が判断して変更し、職員間で共有しています。年間指導計画は年度末に反省・見直し、課題を抽出して次年度に生かしています。</p>	
<p>(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保育の実施状況は、統一した書式にて実践記録を残し、共有しています。先輩職員が記録の書き方を統一が図れるよう指導し、必要な情報を職員間で正確に共有できる体制としています。</p>	

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

子どもの記録については、関連の法定基準に従い、保管・保存・廃棄等を実施しています。子どもの個人情報は事務室の鍵のかかるキャビネットに保管し、管理責任者は園長とし、個人情報の取り扱いについて職員に指導しています。

第三者評価結果

事業所名：わかさと保育園

A-1 保育内容

<p>A-1-(1) 全体的な計画の作成</p> <p>【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、前年度までの状況に沿って園長が判断及び骨子を作成し、それを基に地域の状況を加味して策定しています。年間指導計画は、全体的な計画を基に昨年度の実践上の課題を加味して作成し、それを年齢別の指導計画に落とし込んで展開しています。具体的には、お泊り保育・遠足・防災センターの見学等と共に、近所へ買い物に行くといった細かい計画も組み込んでいます。</p>	
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p>【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p><コメント></p> <p>保育室は、乳児室が2室、幼児保育室が3室と、大きな遊戯室が設けられています。製作等、落ち着いて取り組むプログラムの場合等、例えば、5歳児が遊戯室で活動中に空いた部屋を他年齢の子どもたちが使用する等、クラス間で連携を図りながら有機的に活用を図っています。特徴的な遊戯室で異年齢で楽しく遊び、互いの学びが遊びから習得される等、日々の生活の工夫と共に子どもたち一人ひとりの成長につながっています。</p>	
<p>【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもを受容については、子どもが親近感を持てる保育士に、より接しやすくする環境作りを行い、全ての子どもを全職員で見守り、子ども一人ひとりの状態に応じて保育に当たる体制を講じています。</p>	
<p>【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の習得について、園独自のチェックリストを完備しており、職員はそれに基づいて一人ひとりに生活習慣が身に付くよう援助しています。習得の目安については、最低限の生活習慣が身に付くよう、余裕を持って長めに設定し、チェックリストで確認しながら家庭と一緒に進めるようにしています。運動会や発表会では保護者が子どもの生活習慣の習得を実感し、また、子どもの成長を喜ぶ機会としています。</p>	
<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>子どもたちの主体的な活動については、他児とのコミュニケーションの取り方の理解力や、自分の名前の認識確認等、全体的な子どもたちの様子を活動を通して把握しています。保育環境では、様々な遊具をプラスチックケースに入れて子どもたちが自由に好きな遊びを選べるようにする他、折り紙、クレヨン、画用紙等の資材も主体的に活動できるようにしています。廃材等の利用については、牛乳パックはアレルギーを持つ子どもに配慮する等、選別に注意しながら提供するようになっています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤</p> <p>【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

乳児保育(0歳児)の保育環境は温かい雰囲気と安全で安心できる空間作りに配慮し、床はクッション素材のものを敷いて転んでも大丈夫なように配慮し、玩具など衛生面に配慮し、毎日清掃、消毒を行っています。空気清浄機を備え、自然喚起を心がけ、快適に健康に過ごせるよう環境に配慮しています。乳児期の五感や運動機能等を刺激できるよう乳児の発達を援助し、時折、遊戯室に行って遊びこともあります。保育士は、欲しいもの、やりたいことを察知しながら、一人ひとりに合わせた対応を心がけ、保育士との愛着関係を築けるようにしています。保護者とは密にコミュニケーションを取りながら家庭、園での様子の情報交換しながら成長を共有しています。

<p>A-1-(2)-⑥</p> <p>【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

3歳未満児(1・2歳児)の保育室は、生活と遊びの空間を低い棚で確保しながら、保育士の目が行き届くよう配慮しています。同じ年齢でも月齢の差異による子どもの発達状態を把握し、手先の遊びや好きな玩具や遊具で自分から十分遊べるようにしています。また、1歳児は、様々な大人との関係性が築けるよう援助しています。2歳児は、保育士の仲立ちによって共同の遊具等で遊んだり、ごっこ遊びの中で、他児と言葉のやりとりをして友だち同士と関わられるよう援助しています。2歳児になると動きたい子ども走り回りまわることもあり、遊戯室を活用して体を動かして遊び機会を設けています。

<p>A-1-(2)-⑦</p> <p>【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

幼児(3歳以上児)については、集団生活を上手に送れるような能力を伸ばすことを基本に置いています。生活習慣でのチェックリストの最終部分に就学を見据え、その中で集団生活に順応していくよう支援しています。集団生活に順応できる能力について、カリキュラムの中で主体性を育て、無理強いすることなくその子ができることを1つ1つ増やしていくよう支援しています。これらは子どもの世界の中の生活力をつけることと考えています。また、外部講師を招いて英語タイム、スポーツタイム、書きかたタイムを実施し、外部の大人と交わる基本的な生活習慣の1つとして取り入れています。

<p>A-1-(2)-⑧</p> <p>【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

障害児については、統合保育として集団保育の中での個別対応を実施し、成長を促す体制で行っています。子どもの障害の種類によって保育内容は異なりますが、それぞれの障害の特性を理解しながら職員間で情報を共有して進めています。園舎は3階建てのマンションの1階部分に位置しており、園内はバリアフリーであり、障害者用トイレも設置し、環境を整えています。

<p>A-1-(2)-⑨</p> <p>【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

子どもによっては長時間の園生活となるため、家庭での休息・睡眠時間等を考慮しつつ「静と動」のバランスを大切に配慮しています。午睡により体力の回復できるようにしていますが、子どもそれぞれの生活状況に応じて、適宜ゆっくり体を休ませるように配慮しています。5歳児については1月頃から午睡を止め、就学に備えたプログラムを備えています。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 小学校と良好な関係作りとして、運動会等でのグラウンドの借用で交流しています。園では就学に向けて指導を中心とした保護者の個人面談を実施し、子どもの成長や不安等の払拭に配慮しています。また、個別に保護者からの相談に応じています。年長児の担任は就学先の小学校へ保育所児童保育要録を提出しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント> 子どもの健康管理に関しては、基本的にはクラス担任が健康を管理し、変化が見られた場合は速やかに看護師に相談し対応しています。看護師は、登園後に連絡ノートやクラスの検温表を確認し、クラスを巡回して常に子どもの体調に気を配り、気になる子どもについては様子を確認しながら適切に対応しています。感染症が発生した場合は全職員へ情報提供及び共有を図り、保護者への注意喚起を促しています。SIDS(乳幼児突然死症候群)については入園説明会で説明し、0歳～3歳児のプレスチェックを適正に行い、職員間で注意しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 健康診断・歯科健診は毎年、年2回実施し、健診の各結果は、職員間で共有し保育に生かしています。保護者へもその日に結果をお知らせし、必要に応じてかかりつけ医に受診するよう促しています。歯科健診時には歯磨き指導も併せて行い、園内での歯みがきも毎日実施しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 現在、アレルギーを持つ子どもは在園していませんが、アレルギー疾患、慢性疾患等に関しては医師からの指示の下、除去食を提供し、該当児の保護者と職員、栄養士との話し合いの上、独自献立表を作成し、確認しています。食事の提供では、専用のトレイ・食器を色分けし、座席にも配慮を行い、調理と保育士で誤食・誤飲のないよう十分確認する等、適正に対応できる体制を整えています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事 【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント> 「食事を楽しむ」には先ず、食に対する興味を持ち、おいしく食べられる工夫をすることとした考えの下、園庭でパプリカ・オクラ等を栽培し、収穫を行い、調理で食しています。また、収穫したオクラでスタンプ作りや、スイカ割りの行事で食材に触れ、五感を育み、三色食品群についての学習等も行い、食への興味・関心につなげています。旬の食材も紹介し、実際に給食で味わえるようにしています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 食事については、原則的に標準の食事量(カロリーベース)としていますが、子どもたちの成長曲線を確認し、マイナスの場合は量を増やし、プラスの場合は少し減らすようにして健康バランスに注力しています。また、安心・安全な調理を心がけています。子どもたちは友だちと一緒に食事を行い、保育士等が食材(旬の食材含む)、食文化のことを話したり、食事のマナーを教えることで「食を 営む力」の基礎を培い、食を通じてコミュニケーションを図りながら、食の楽しさを知り、心の豊かさにつなげるよう、皆で楽しく食事ができるよう心がけています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>家庭との連携を大切にし、低年齢児は連絡ノートで情報交換を行い、幼児クラスは園の様子や活動等を写真で掲示し、送迎時に園での子どもの様子を伝えるようにしています。家庭での特別な問題点等があれば個人記録に記録し、職員間で共有しています。定期的に園日より、連絡等を配付し、家庭に保育の理解を促し共有しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者へのコミュニケーションは送迎時を中心に行い、職員は声かけをして保護者から話しかけができるよう心がけています。行事の予定等、公的なお知らせについては文書で配付し、事前に情報が得られるよう保護者の就業に配慮しています。また、通常のカリキュラム以外に、専門講師によるスポーツタイム・英語タイム・書きかたタイムの特別保育を取り入れ、プールの園外保育(希望制・個人契約)等、保護者から好評を得ています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>家庭での虐待等権利侵害の疑われるケースについては、保護者の表情や、子どもの様子等への気づき、観察を行い、異変があった場合は、主任、園長に報告の上、保育上において職員間で留意するようになっています。虐待等に気付くためには、「気づき」、感性が必要となるので身に付けていく必要があります。現在、対象者はいませんが、虐待について他園事と捉えず、常に保護者と接している担任等が早期に気付く必要があると思われまます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り (保育士等の自己評価)	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>自己評価については、人事考課の一環として自己評価・上長評価を実施しています。職員自身が立てた今年度の目標に対する自己評価を提出し、上長がその評価に対する上長評価を行い、考課につなげています。項目を詳細に定め、その目標に沿った評価を考課と併せて園全体の反省にもつなげ、より良い園作り、保育の質の向上に向けて努めています。</p>	